

令和4年3月29日

社会福祉法人川上福祉会
理事長 田知行 義久 様

鹿児島市保育幼稚園課長



保育所委託費の充当等についての回答書

令和4年1月7日付で申し出のありましたくすの子保育園に係る保育所委託費の充当等につきましては、提出いただいた資料等により該当要件を満たすことを確認しましたので、下記事項について令和3年度の運用から適用できることとします。

なお、当該充当等を行う事業の執行にあたっては、貴法人の定款又は規程等に従って適切に執行されるようお願いいたします。また、今後不適切な運営の状況が見受けられた場合などは、下記の充当等の手続きについて容認できない事態になり得ることもご承知おきください。

・人件費、管理費又は事業費を各区分にかかわらず、当該保育所の経営に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができる。

委託費を人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができる。

・委託費処遇改善等加算の基礎分（以下「改善基礎分」という。）として加算された額に相当する範囲内で、貴法人が設置する保育所に係る別表2に掲げる経費等に充てることができる。

（別表2の3に掲げる積立については、保育所施設・設備整備積立資産として行うこと。）

・委託費を改善基礎分として加算された額に相当する範囲内で、貴法人が運営する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費及び貴法人が運営する社会福祉施設等に係る別表4に掲げる経費等に充てることができる。

・委託費を委託費の3か月分（当該年度の委託費額の4分の1の額）に相当する額の範囲内（前述の改善基礎分を含む。）まで、貴法人が設置する保育所に係る別表5に掲げる経費及び貴法人が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができる。

・委託費を人件費積立資産、保育所施設・設備整備積立資産（増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産を含む。）に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができる。

・前期末支払資金残高について、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において、貴法人本部の運営に要する経費、貴法人が運営する第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費、貴法人が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）の運営、施設設備の整備等に要する経費に充当することができる。

※別表2～5については、別紙を参照のこと。

以上



平成27年9月3日付府子本第254号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による
私立保育所に対する委託費の経理等について」（抜粋）

別表2

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

別表3

- 1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ。）
- 2 1の経費にかかる借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出

別表4

- 1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
- 2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分含む。）の償還又は積立のための支出
- 4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課

別表5

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分含む。）の償還
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課